

(仮称)新宿区議会議員政治倫理条例に関するご意見を募集したところ、4名の方から貴重なご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見に対し次のように回答いたします。第2回定例会で政治倫理条例を制定しますので、今後とも、議会の活動にご支援・ご協力をお願いいたします。

番号	受付日	意見	備考
1	2月2日	多くの人達の努力によって、この条例が出来ることで、議会のあり方が、大きく変革することを期待します。不祥事の百貨店などといわれた時期のことを思う時、この条例が、他区のモデルとなることで名誉を挽回してもらいたい。議会や区民の責務がはっきりし、とりわけ議員は区民の代表である自覚をもってもらえれば議会運営がわかり易くなることでしょう。主権者である区民としての誇りを持って、積極的に議会を監視し、区政運営に参画出来るようになればよいと思います。	ファックス
回答		議員の責務を自覚し、区民から信頼され、清浄で民主的な区政の発展に努めます。	
2	2月3日	兼業の報告義務 報告義務の対象として、法人等の団体の「取締役・理事・監事・監査役・顧問など」と記載されていますが、記載順序に問題があり、会社・団体の順序ならば、「取締役・監査役・理事・監事・顧問など」とすべきであり、業務執行・監査の順序ならば、「取締役・理事・監査役・監事・顧問など」とすべきです。原案のまま条例化するのは、無分別な単なる列記であり、新宿区として恥かしい限りと思料されます。(議会として、議会事務局として、懇談会として、区民としても)。ついては、既に委員会決定済みで修正困難であれば(区民の意見を募集しておいて「修正困難」とはいえない筈だが)、懇談会答申時の誤植として、本会議提出時に訂正する等適宜の方法で訂正して下さい。懇談会の最終段階で事務局に一任し、完成文をよく見ず、今頃気が付いて申訳なく思います。	ファックス
回答		ご意見の通り、「取締役・理事・監査役・監事・顧問」の順にいたします。	
3	2月10日	政治が家業の議員さんは政策立案提出が少なく、執行機関の条例採決が多いように思う。本会議、委員会で真剣に議論せず、支持票優先の要求型質問をしてる。この政治倫理条例が言い訳条例に終わることがないように願ってる。	持参
回答		地方分権と区民参画が進む中で、議員の政策提案はますます重要になってきています。この条例案にもそのことを明記していますので、この条例案を遵守して活動していきます。	
4	1月24日	区民や職員が議員の圧力や不正を知った時の審査会への通報義務、審査の結果その行為が犯罪となるとき、警察への告発義務、情報提供者の人権等の擁護について、加えていただけないかと思います。	広報課への匿名メール
回答		審査会への通報義務については、義務規定ではなく、条例案第13条の規定により、区民に審査請求権が付与されることにより対応します。次に、警察への告発義務ですが、条例案第14条第1項で、審査会は必要と認める措置を勧告することができる規定となっており、告発することも包含されていると考えます。告発するかしないかは、審査会の判断に委ねられています。最後に、情報提供者の人権等の擁護ですが、審査会の委員には守秘義務がありますので、人権等は守られると考えます。	